

電動キックボードを公道で運転するには



電動キックボードは、その定格出力等に応じ、**原動機付自転車**または**自動車**に該当します。このため、公道で運転する際は、バックミラーやウインカー等の道路運送車両の保安基準を満たし、ナンバープレートを付けた上で、

- 運転免許が必要
- 乗車用ヘルメットの着用が義務 ※ 原動機付自転車等に該当する場合
- 車道を通行

することとなります。

法令に違反する行為

- 歩道を通行すること
- 道路の右側部分を走行すること
- 信号等に従わず走行すること
- 歩行者等の通行を妨げること
- 地方税法及び市町村の条例に基づいて交付された原付の標識、道路運送車両法に基づいて交付されたナンバープレート等を表示しないこと
- 自動車損害賠償保障法に基づく保険等に参加していないこと



販売する方へ

- 電動キックボードを販売する際は、上記について分かりやすくユーザーへの説明をお願いします。

※ 現在、電動スケートボード等の低速小型の電動モビリティが販売されていますが、電動キックボードと同様の扱いとなる場合があります。

